



隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品を募集します！

募集案内

隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、**隠岐の素材を使用した、隠岐らしい商品**を『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』として認定し情報発信することにより、隠岐独自の価値と認知を高め、商品の販売促進、生産者の意欲向上、旅行者の満足度向上と観光振興を通じて、隠岐の地域経済や文化活動の活性化に資することを目的とします。また隠岐ユネスコ世界ジオパークの多面的理解の向上も同時に目指します。

認定のメリット

- ・隠岐ジオパークに関わるイベントや取り組みの中で**優先的**に紹介します（HP掲載、ジオフェス、プレゼント商品など）
- ・認定商品が旅行者の目に触れる機会を増やし、**販売促進**をサポートします。
- ・認定マークが表示できることで隠岐ならではの土産物を求める旅行者にも**一目**で分かります。
- ・商品と隠岐ジオパークとの**つながりが語れる**ようにお手伝いいたします。ジオパークを活用することによって、他の地域にマネのできない**付加価値**をつけて紹介できるようになります。例えば、ストーリーカードとして商品に添付する、助成制度を併用し商品パッケージ等にご利用頂く他、お店での接客や世間話にも、是非ご活用ください！

募集期間

平成31年2月1日（金）～6月28日（金）（必着）

応募者資格

隠岐郡内の企業、団体、個人事業主 ※本社、営業所または工場が隠岐郡内にあること。

対象商品

隠岐の素材を使った土産品を、次の2部門で認定します。

- ①**食品部門**（例：お茶、お菓子、惣菜など） ②**モノ部門**（例：アクセサリ、陶器、ストール、ストラップなど）

応募条件

- ① 隠岐らしさが明確に表現されていること
- ② 地質資源を消費して作られた商品でないこと
例：化石や岩石の販売は不可。※地質資源を素材とした生活必需品でないため
- ③ 素材の産地について
食品部門：主たる原材料が隠岐産であること（食品表示の上位2番目までに隠岐産のものがあること）
モノ部門：商品の特徴づけるものとして、隠岐の原材料を使用すること
- ④ 製造者又は販売者が隠岐の企業・団体・個人事業主であることが分かるよう、商品に隠岐の住所が明記されていること
- ⑤ 商品の販売が継続的に見込めること
- ⑥ 法令等を遵守していること（食品衛生法・景品表示法等の関係法令、表示義務、知的財産権等）
- ⑦ （認定登録後）認定商品と隠岐ユネスコ世界ジオパークとのつながりを示すストーリーを協議会と作成し、パッケージに組込む、カードとして認定商品に添えるなど商品に適する方法で認定商品の販売促進に活用してください。
- ⑧ （認定登録後）商品に規定の認定マークを表示してください。表示方法は、シールで貼付する、パッケージや商品説明のカードに組み込む等の方法で、認定マークを見やすく表示してください。※ただし商品によっては協議により、表示方法を変更することが可能。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送またはご持参ください。

隠岐郡域の各商工会、各役場、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では申請支援を行っております。内容や申請書記入をご相談ください。認定申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の HP からダウンロード可能です。

ホームページ URL : <http://www.oki-geopark.jp/>

スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 申請 | 平成31年2月～6月 |
| ② 審査 | 平成31年7月 |
| ③ 審査発表・認定証の発行 | 平成31年7月下旬 |
| ④ ストーリー制作・表示変更準備 | 平成31年8月～平成31年10月 |
| ⑤ 認定表示変更 | 平成31年11月～ |

審査方法

「隠岐ユネスコ世界・ジオパーク認定商品制度審査会」を開催し、審査員により審査を行い決定します。

※原則として書類審査で行いますが、必要に応じてヒアリングや追加で資料の提出をお願いすることがあります。

審査基準

- ① コンセプト ②独自性・主体性 ③地域性 ④将来性 の基準で審査を行います。

審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果の通知と共に認定証の交付を行います。

認定期間と再審査

認定期間は認定された年度から3年間です。規定に基づき、3年度ごとに認定再審査を行います。

申請に関する留意事項

- ① 書類は返却しません。必ず申込前に複写などをお取りください。
- ② 申請品が認定された場合、申請品の写真や説明文などを「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」のホームページや制作物、メディアなどの取材記事、報道に使用することを事前に了承し、その内容については隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会に一任するものとします。
- ③ 申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、法的保護を行うなど申請者の責任で対応してください。

申請先・問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（平日午前9時～午後5時まで）（担当：的地）

住所：〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地（隠岐支庁県民局内）

T E L : (08512) 3-1321 F A X : (08512) 3-1322 E-mail : matoji@oki-geopark.jp